

常総市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の抑制と温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策として、省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し、予算の範囲内において常総市省エネ家電製品買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、常総市補助金等交付規則（平成17年規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、省エネ型製品情報サイト（経済産業省資源エネルギー庁）に掲載する最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル（以下、統一省エネラベル）2つ星以上の性能である冷蔵庫及びエアコンをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自らが居住する市内の住宅に設置の既存の冷蔵庫又はエアコンを新品（未使用）の省エネ家電製品に交換するために購入する者
- (3) 当該年度において、本人及び本人と生計を一にする者が市から同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 本人及び本人と生計を一にする者が市税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる省エネ家電製品の購入及び設置（消費税及び地方消費税の額を含む。）に要した費用の合計額に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 5万円以上10万円未満 1万円
- (2) 10万円以上15万円未満 2万円
- (3) 15万円以上 3万円

(補助金の申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、省エネ家電製品買換促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長

に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し（型式等の機種を特定できる記載があるものに限る。）
- (2) 省エネ家電製品の形状，規格，構造及び省エネラベルの２つ星以上の製品であることが確認できるカタログ，仕様書等の写し
- (3) 販売店またはメーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) 買換え前の家電の特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- (5) 振込先を確認できる通帳等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
（補助金交付の決定）

第6条 市長は，前条の規定による申請を受けた場合は，速やかにその内容を審査し，補助金の交付を決定したときは省エネ家電製品買換促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により，補助金の不交付を決定したときは省エネ家電製品買換促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により，申請者に通知するものとする。

2 市長は，必要があると認めるときは，補助金の交付に関し条件を付することができる。
（補助金の交付）

第7条 市長は，前条の規定により補助金の交付を決定したときは，速やかに補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第8条 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数の期間内において，補助事業に係る省エネ家電製品を市長の承認を得ずに売却，譲渡，交換，貸与その他の処分を行ってはならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は，第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか，市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第11条 市長は、交付決定者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 家庭における省エネルギー活動の実践
- (2) 地球温暖化防止等に関するアンケート
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布した日から施行し、令和8年4月1日以降に購入した省エネ家電製品に対して適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定については、失効後もその効力を有する。

1	対象機器	☐ 冷蔵庫	☐ エアコン	☐ 冷蔵庫	☐ エアコン	
2	購入年月日					
3	メーカー名					
4	機種名（型番）					
5	設置年月日					
6	買換え前の家電の製造年					
7	購入金額(税込)	円		円		
8	設置金額(税込)	円		円		
9	合計金額	円（7・8の合計額）				
10	補助金 交付申請額	5万円以上10万円未満 ☐ 1万円 合計金額が 10万円以上15万円未満 ☐ 2万円 15万円以上 ☐ 3万円				
11	振込指定口座 ※申請者本人の 口座に限る。	銀行・金庫		本店・支店		
		組合・農協		出張所		
		預金種別	☐ 普通 ☐ 当座			
		口座番号				
		フリガナ				
	口座名義人					

添付書類

- 1 省エネ家電製品を購入・設置した際のレシートまたは領収書（購入日，購入店舗名，支払金額，金額の内訳，購入品名が記載されているもの）の写し
- 2 省エネ家電製品の形状，規格，構造及び省エネラベル2つ星以上の製品であることが確認できるカタログ，仕様書等の写し
- 3 販売店またはメーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- 4 買換え前の家電の特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- 5 補助金の振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し
- 6 申請者が交付申請等の手続を設置業者等に依頼する場合は，委任状
- 7 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

常総市長



省エネ家電製品買換促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった省エネ家電製品買換促進補助金については、
下記のとおり交付することに決定したので、常総市省エネ家電製品買換促進補助金交付要
綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

第 号
年 月 日

様

常総市長



省エネ家電製品買換促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった省エネ家電製品買換促進補助金については、
下記の理由により交付しないことに決定したので、常総市省エネ家電製品買換促進補助金
交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

（理由）

第 号
年 月 日

様

常総市長



省エネ家電製品買換促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した省エネ家電製品買換促進補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、常総市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 交付決定取消額 円

2 取消しの理由

年 月 日

様

常総市長



省エネ家電製品買換促進補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を取り消した省エネ家電製品買換促進補助金については、常総市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり返還を命じるので通知します。

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

※同封の納付書を使用し、指定金融機関で納付してください。